

平成21年12月15日

参 考 資 料

【地方税関係】

民主党政権政策Manifesto(抄)

【政策総論1】

税金のムダづかいと天下りを根絶します。

● 租税特別措置などを見直す

公平で透明な税制を創る	○不透明な租税特別措置を全て見直して、効果の乏しいもの、役割を終えたものを廃止する。 ○「控除」から「手当」へ転換するため、所得税の配偶者控除・扶養控除を廃止し、「子ども手当」を創設。	2.7兆円
-------------	---	-------

※特定扶養控除、老人扶養控除、障害者控除等は存続させる。年金税制について公的年金等控除拡大・老年者控除復活を実施するので、配偶者控除を廃止しても、年金受給者の税負担は軽減される。

【政策総論2】

中学卒業まで、1人当たり年31万2000円の「子ども手当」を支給します。

【政策目的】

- 次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する。
- 子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会をつくる。

【具体策】

- 中学卒業までの子ども1人当たり年31万2千円(月額2万6千円)の「子ども手当」を創設する(平成22年度は半額)。
- 相対的に高所得者に有利な所得控除から、中・低所得者に有利な手当などへ切り替える。

【所要額】 5兆3,000億円程度

民主党政権政策集INDEX2009(抄)

【子ども・男女共同参画】

○ 月額2万6000円(年額31万2000円)の「子ども手当」創設

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを応援する観点から、所得税の扶養控除や配偶者控除を見直し、子ども手当を創設します。子どもが育つための基礎的な費用(被服費、教育費など)を保障するため、中学校卒業までの子ども一人あたり、月額2万6000円(年額31万2000円)を支給します。

民主党税制抜本改革アクションプログラム(抄)

3. 各税目における改革指針

(1) 所得税・相続税

① 所得税

産業構造の変化、雇用の不安定化、これらに対する政府の無策から格差の拡大が進行している。加えて、国際金融危機などに端を発する急速な実体経済の悪化の中で、社会的弱者が一層厳しい状況に追い込まれ、格差は今後さらに拡大する可能性が大きい。特に、下への格差拡大を食い止めることが喫緊の課題である。

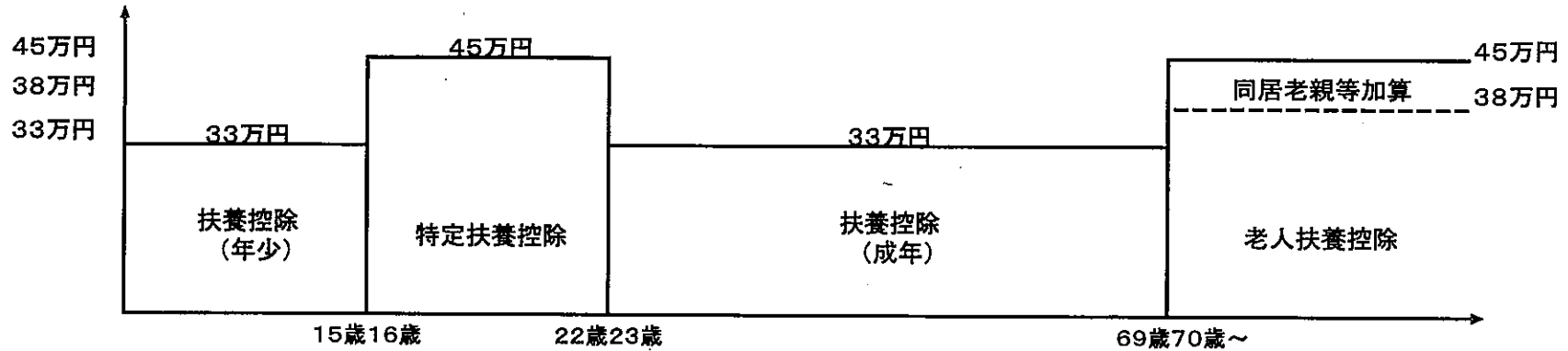
これまでの所得税制において、格差拡大の是正のための所得再分配機能回復策として最高税率の引き上げによる累進性の強化が必要と言われてきた。しかし、担税力の高い者ほど納税する場所を自ら選択できるような状況の中で、最高税率を引き上げることは、再分配機能の回復策として実効性に乏しい。むしろ所得再分配機能の強化のためには、現行の所得控除を手当や税額控除等に転換することの方が、実効性が高い。

現行所得税の所得控除制度は、結果として、高所得者に有利な制度となっている。なぜなら同額の所得を収入から控除した場合、高所得者に適用される限界税率が高いことから高所得者の負担軽減額は大きくなる一方で、低い税率の適用される低所得者の実質的な軽減額は小さくなるからである。例えば、扶養控除(一般)は子育て支援の機能を有しているが、同じ38万円の所得控除を適用した場合、高所得者が10万円を超える減税になるのに対して、低所得者では2万円の減税にもならない。

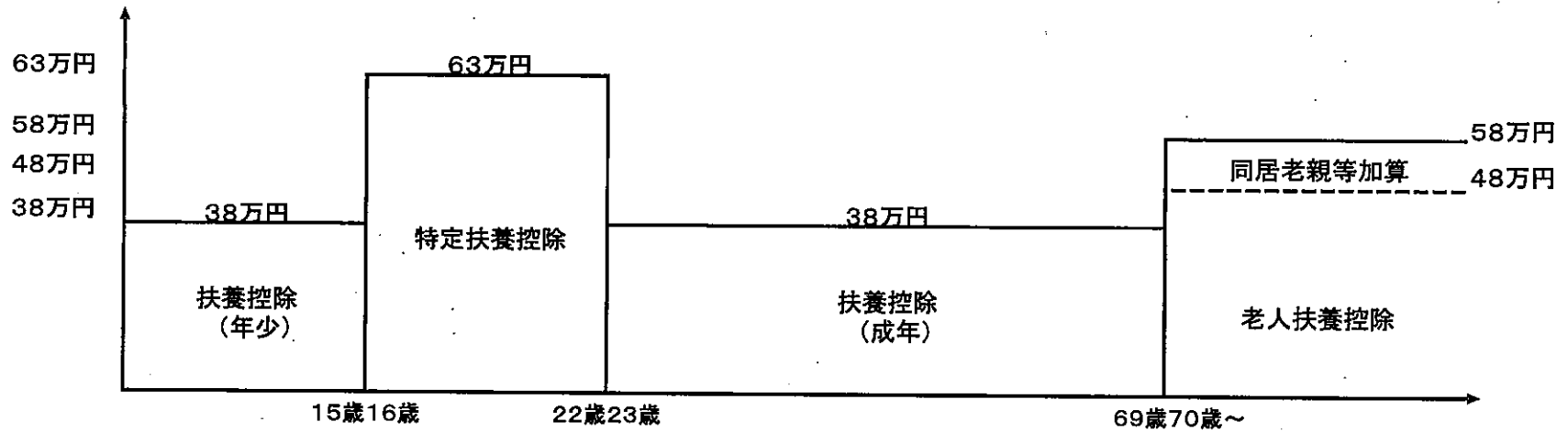
これに対する答の一つが、民主党がかねてから提唱してきた「所得控除から手当・税額控除へ」である。手当は相対的に高所得者に有利な所得控除に代えて現金給付を行うものであり、定額の給付であることから相対的に支援の必要な人に実質的に有利な支援を行うことができる。

扶養控除の概要

扶養控除(住民税)



扶養控除(所得税)



個人住民税の特定扶養控除

- 所得税において扶養控除の割増控除として特定扶養控除が創設されたことと併せて、住民税でも特定扶養控除を創設。
※ 所得税はH元から、住民税はH2から適用。
- 控除額は「住民税の一般扶養控除（33万円）＋所得税の割増控除額×概ね50%」。

（単位：万円）

個人住民税	H1	H2	H3～H4	H5	H6	H7～H9	H10	H11	H12～
特定扶養控除	—	35	36	36	39	41	41	43	45
一般扶養控除	28	30	31	31	31	33	33	33	33
割増額	0	5	5	5	8	8	8	10	12

（参考）所得税

特定扶養控除	45	45	45	50	50	53	58	63	63
一般扶養控除	35	35	35	35	35	38	38	38	38
割増額	10	10	10	15	15	15	20	25	25

※住民税は所得税の一年遅れで適用

個人住民税の人的控除の概要・所得税との比較

	創設年 (個人住民税)	対象者	控除額		減収額			
			個人住民税	所得税	個人住民税	所得税		
基礎的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	33万円	38万円	1.8兆円程度	1.8兆円程度	
	配偶者控除	控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	33万円	38万円	0.5兆円程度	0.6兆円程度
		老人控除対象配偶者 (同居特別障害者加算)	昭和56年度 (1981年度) 昭和58年度 (1983年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者 ・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	38万円 +23万円	48万円 +35万円		
	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする配偶者で、かつ、控除対象配偶者に該当しない者	最高33万円	最高38万円	300億円程度	300億円程度	
	扶養控除	扶養親族	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	33万円	38万円	0.6兆円程度	0.8兆円程度
特定扶養親族		平成2年度 (1990年度)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	45万円	63万円	0.2兆円程度	0.5兆円程度	
老人扶養親族 (同居特別障害者加算) (同居老親等加算)		昭和48年度 (1973年度) 昭和58年度 (1983年度) 昭和55年度 (1980年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族 ・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合 ・老人扶養親族が本人と同居している場合	38万円 +23万円 +7万円	48万円 +35万円 +10万円	0.1兆円程度 80億程度 200億円程度	0.2兆円程度 (200億円程度) ^(注) 300億円程度	
特別な 人 的 控 除	障害者控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	26万円	27万円	0.1兆円程度	0.1兆円程度	
		(特別障害者控除)	昭和43年度 (1968年度)	・上記の者が特別障害者である場合	30万円			40万円
	寡婦控除	昭和37年度 (1962年度)	・次のいずれかの者 ①夫と死別した者(本人の年間所得500万円以下) ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	26万円	27万円	300億円程度	100億円程度	
		(特別寡婦加算)	平成2年度 (1990年度)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	+4万円			+8万円
	寡夫控除	昭和57年度 (1982年度)	・妻と死別又は離婚して扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	26万円	27万円			
勤労学生控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者(本人の年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下)	26万円	27万円	1億円程度	10億円程度		

※1 個人住民税の減収額は、「平成20年度市町村税課税状況等の調」により算出

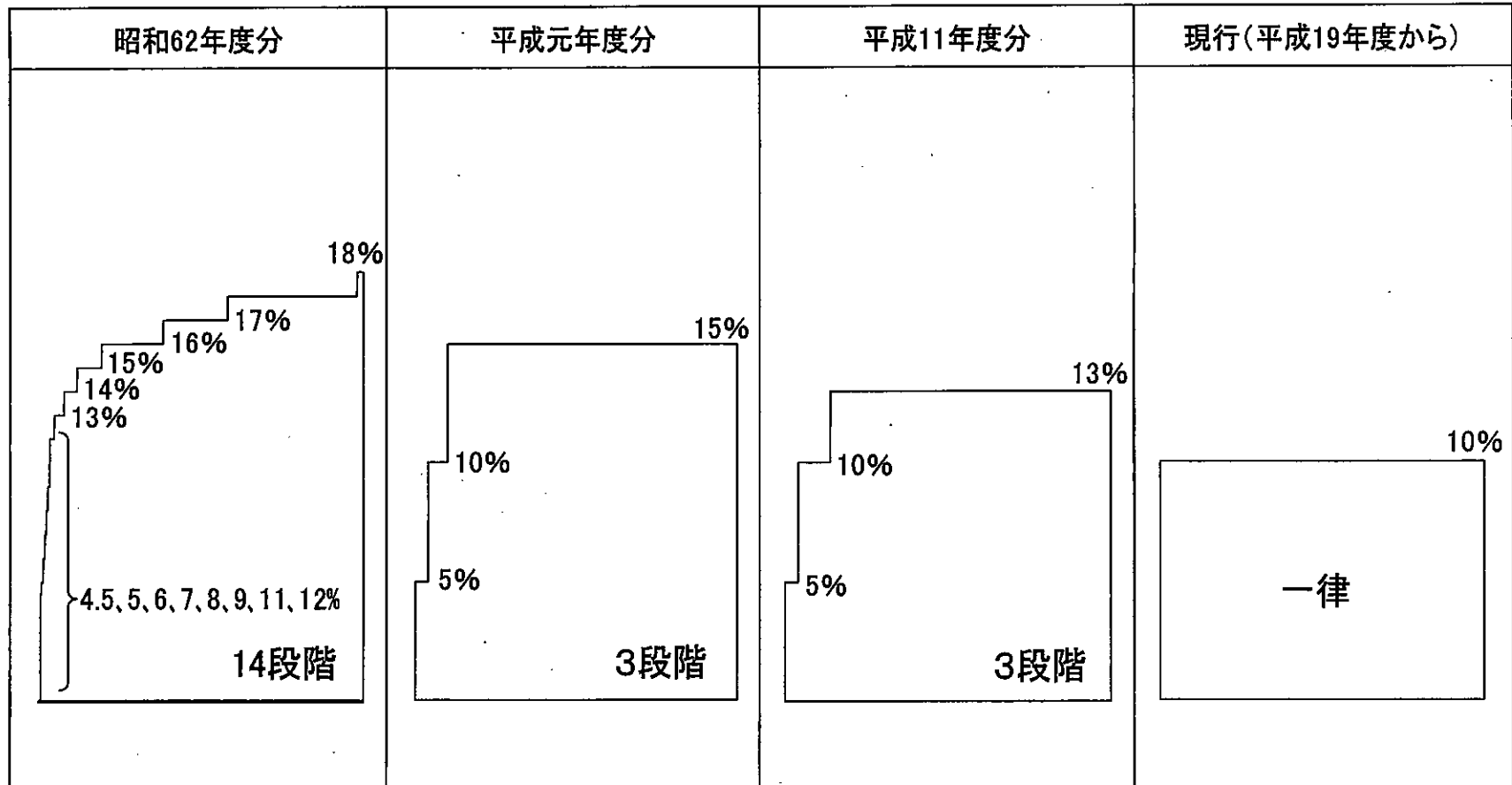
※2 所得税の減収額は、平成21年度予算ベースを基に推計(財務省資料より)

(注) 同居特別障害者加算に係る減収額は、配偶者控除及び扶養控除の合計

個人住民税所得割の税率の推移(イメージ図)

- 昭和62年度当時の個人住民税は、4.5%～18%の14段階の税率構造。
- 現在は一律10%の税率構造。

個人住民税



地方たばこ税の概要

○課税団体
 小売販売業者の営業所所在の都道府県及び市町村

○税率(円/1,000本)

区 分	製造たばこ
地方たばこ税	4,372円 〔うち都道府県分 1,074円〕 うち市町村分 3,298円〕
国たばこ税 (たばこ特別税含む)	4,372円
たばこ税 計	8,744円

○地方たばこ税収(平成20年度決算見込額)
 10,716億円 (国:地方=1:1)

(参考) たばこ1箱 価格内訳
 (例)マイルドセブン(小売定価 300円)

税抜き価格分 110.84円	
消費税 14.28円	
国のたばこ税 <u>87.44円</u>	たばこ特別税 16.40円
	たばこ税 71.04円
地方のたばこ税 <u>87.44円</u>	都道府県分 21.48円
	市町村分 65.96円

たばこ税 174.88円

民主党政案集INDEX2009（抄）

〔税制〕

○ 酒税・たばこ税

酒税・たばこ税は国民の健康確保を目的とする税に改めるべきであり、その際には国民に分かりやすい仕組みにすることが必要です。
（中略）

たばこ税については財源確保の目的で規定されている現行の「たばこ事業法」を廃止して、健康増進目的の法律を新たに創設します。「たばこ規制枠組み条約」の締約国として、かねてから国際約束として求められている喫煙率を下げるための価格政策の一環として税を位置付けます。具体的には現行の「1本あたりいくら」といった課税方法ではなく、より健康への影響を考えた基準で、国民が納得できるような課税方法を検討します。その際には日本たばこ産業株式会社（JT）に対するさまざまな事業規制や政府保有株式のあり方、葉たばこ農家への対応を同時に行います。

民主党税制抜本改革アクションプログラム（抄）

（5）個別間接税

① 基本的な考え方

消費税は基本的に全ての財・サービスに課されていることから、そのほかに間接税を課することは二重課税（若しくは同一の財・サービスに対して2度課税）を行うことになる。これは税制、特に消費税に不信・不満をもたらすことになるため、早急に解消することが必要である。したがって、特定の政策目的がない個別間接税は早急に整理すべきである。

一方で、世界の税制改革の流れの中で「グッド減税・バッド課税」という考え方が示されている。これは特定の財・サービスが環境や健康などに影響をもたらす時に、それが好影響である時には税負担を軽減し、悪影響である時には税負担を課するという考え方である。消費税に加えて個別間接税の負担を納税者に求める場合には、「グッド減税・バッド課税」の考え方に立って、課税のあり方を検討する。

② 略

③ 酒税・たばこ税

酒税・たばこ税は、いずれも消費税との二重課税になっているという基本的な問題があると同時に、これまで安易な財源確保策として用いられてきた（中略）という問題がある。これは酒税・たばこ税が財源確保を目的に創設されたことに由来するものであるが、前記の基本的な考え方に照らして、このようなあり方は望ましいものではない。

酒税・たばこ税は国民の健康確保を目的とする税に改めるべきであり、その際には国民に分かりやすい仕組みにすることが必要である。（中略）

また、たばこ税については財源確保の目的で規定されている現行の「たばこ事業法」を廃止して、健康増進目的のたばこ規制法を新たに創設し、「たばこ規制枠組み条約」の締約国として、かねてから国際約束として求められている喫煙率を下げるための価格政策の一環として税を位置づける。具体的には現行の「一本あたりいくら」といった課税方法ではなく、より健康への影響を考えた基準で、国民が納得できるような課税方法を検討する。さらに、その際にはJTに対するさまざまな事業規制や政府保有株式のあり方、葉たばこ農家への対応を同時に行う。

地方分の暫定税率の取扱いに係る論点

- 「地域主権」の確立のためには、地方の自主財源の拡充が不可欠
- 暫定税率の廃止に伴う地方税等の減収は、国の政策変更によって生じるものであり、地方税源で確実に補てんされることが必要

国・地方の自動車関係諸税の内訳

(単位：億円)

税目	税率	21年度	21年度	
			本則税率相当	暫定上乗せ分相当
国	揮発油税 (暫定税率) 48.6円/ℓ (本則税率) 24.3円/ℓ	26,280	13,140	13,140
	石油ガス税 (本則税率) 17.5円/kg	130	130	—
	自動車重量税 <自家用乗用> (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	6,460	2,849	3,611
	計	32,870	16,119	16,751
地方	地方揮発油譲与税 <地方揮発油税> (暫定税率) 5.2円/ℓ (本則税率) 4.4円/ℓ	2,812	2,379	433
	石油ガス譲与税 <石油ガス税> (本則税率) 17.5円/kg	133	133	—
	自動車重量譲与税 <自動車重量税・自家用乗用> (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	3,300	1,455	1,845
	自動車取得税 (暫定税率) 自家用は取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	2,533	1,698	835
	軽油引取税 (暫定税率) 32.1円/ℓ (本則税率) 15.0円/ℓ	9,277	4,335	4,942
	計	18,055	10,000	8,055
合計		50,925	26,119	24,806

(注1) 平成21年度以降、道路特定財源は一般財源化されるため、上記の税及び譲与税は道路特定財源ではない。

(注2) 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

(注3) 計数は、平成21年度予算・地方財政計画ベースであり、整理の結果、異動を生ずることがある。

都道府県(政令市特例分を含む。)	5,473 億円
市町村	2,582 億円

自動車取得税の暫定税率とエコカー減税に係る対応

- 暫定税率の下で導入されたエコカー減税の取扱いをどのように考えるか。
- エコカー減税の導入により、暫定税率分と同等以上の減収が生じていることをどのように考えるか。
- エコカー減税により環境にやさしい自動車の普及に一定の効果が出ていることをどのように評価するか。

参 考 资 料

民主党政権政策Manifesto (抄)

4 地域主権

29. 目的を失った自動車関連諸税の暫定税率は廃止する

【政策目的】

- 課税の根拠を失った暫定税率を廃止して、税制に対する国民の信頼を回復する。
- 2.5兆円の減税を実施し、国民生活を守る。特に、移動を車に依存することの多い地方の国民負担を軽減する。

【具体策】

- ガソリン税、軽油引取税、自動車重量税、自動車取得税の暫定税率は廃止して、2.5兆円の減税を実施する。
- 将来的には、ガソリン税、軽油引取税は「地球温暖化対策税（仮称）」として一本化、自動車重量税は自動車税と一本化、自動車取得税は消費税との二重課税回避の観点から廃止する。

民主党政権集INDEX2009 (抄)

税制

○ 自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、地球温暖化対策税

暫定税率は地方分を含めてすべて廃止します。国直轄事業に対する地方自治体の負担金制度を廃止して、暫定税率廃止後においても、地方における道路整備事業は従来水準を維持できるようにします。

地方環境税の検討に向けた基本的考え方

- 喫緊の課題である地球温暖化対策を進めるために、地域において主体的な取組を進め地球環境に貢献することが必要。
 - ・ 地方税において、自動車や燃料に対して、環境への負荷に応じた課税を行い、CO₂の排出の抑制に寄与。
 - ・ 税収を活用して京都議定書目標達成計画に定められた地方公共団体の具体的取組を一層充実。



「地方環境税の論点」へ

地方環境税の論点

燃料課税

【地球温暖化対策税と地方の関わり】

- 地球温暖化対策の観点から、仮に主として運輸部門で使用されるガソリンに国税として課税するのであれば、同様に軽油に対しても、地方税として課税するべきではないか。
- その場合、ガソリンと軽油に係る税率をどのように設定するか。
(現行の税負担 ガソリン 55.84円/ℓ : 軽油 34.14円/ℓ)
- 地球温暖化対策税(国税)のうち、石油石炭税と併せて徴収される部分については、地方が地球温暖化対策に主要な役割を担っていることを踏まえ、その税収を譲与税などにより地方に配分する仕組みが必要ではないか。
(地方公共団体の地球温暖化対策に係る平成20年度予算額は、都道府県・市町村合計で約1.5兆円)
- 地球温暖化対策税(国税)の創設に伴い失われる地方揮発油譲与税の暫定税率分などの地方税源については、国の責任において確実に補てんすることが必要。

車体課税

【環境自動車税の創設】

- 平成23年度からの導入を目途に、自動車税と自動車重量税を基礎としてCO₂排出削減に資する環境自動車税(地方税)を創設してはどうか。

参 考 资 料

環境自動車税(地方税)の創設

民主党Manifesto

- 「将来的には、(略) **自動車重量税は自動車税と一本化**」
- 「CO2等排出量について、**2020年までに25%減(1990年比)**」

欧州の動向

- 既に**17カ国**において、自動車税又は自動車登録税の課税標準等に**CO2を導入**

《代表的な導入国》

イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、デンマーク 等

※ヨーロッパ自動車工業会資料による

検討の方向性

自動車の保有課税を抜本的に改組し、平成23年度を目途にCO2排出量と税額が連動する仕組みを導入

現在

自動車税(地方税)

(1.6兆円(21年度地財ベース))

排気量(cc)に応じた課税

自動車重量税(国税)

(本則分0.4兆円、暫定上乗せ分0.5兆円(21年度予算ベース))

車両重量に応じた課税

環境自動車税(地方税)のイメージ

環境損傷負担金的性格
(CO2排出量を勘案した税率)

財産税的性格
(財産的価値を勘案した税率)

注) 課税標準、税率、徴収方法など制度の詳細は今後有識者を交え検討。

地方公共団体の地球温暖化対策について(未定稿)

- 京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定・閣議決定)においては、地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策へ取り組むことが求められている。
- 地方公共団体合計で1兆5,058億円(都道府県:7,852億円、市町村:7,207億円)。(億円)

対策の種類	都道府県	市町村
エネルギー起源のCO ₂ に関する対策・施策	3,645	4,722
非エネルギー起源のCO ₂ に関する対策・施策	18	796
メタン、一酸化二窒素に関する対策・施策	276	335
代替フロン等に関する対策・施策	1	8
温室効果ガス吸収源対策・施策	3,409	1,121
横断的施策	1	1
その他の温暖化対策	502	224
合 計	7,852	7,207

※ 都道府県及び市町村の「地球温暖化対策」に係る平成20年度予算額を調査。

…調査に当たっては、京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定・閣議決定)別表に記載された「地方公共団体が実施することが期待される施策例」等を示した上で実施。

民主党政権政策Manifesto (抄)

4 地域主権

29. 目的を失った自動車関連諸税の暫定税率は廃止する

【具体策】

○将来的には、ガソリン税、軽油引取税は「地球温暖化対策税（仮称）」として一本化、自動車重量税は自動車税と一本化、自動車取得税は消費税との二重課税回避の観点から廃止する。

5 雇用・経済

42. 地球温暖化対策を強力に推進する

【具体策】

○地球温暖化対策税の導入を検討する。その際、地方財政に配慮しつつ、特定の産業に過度の負担とならないように留意した制度設計を行う。

民主党政権政策集INDEX2009 (抄)

税制

○ 自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、地球温暖化対策税

自動車取得税は消費税との二重課税回避の観点から廃止します。自動車重量税および自動車税は、保有税（地方税）に一本化し、その税収を自動車から生じる社会的負担に広く対応する地方の一般財源とします。ガソリン等の燃料課税は、一般財源の「地球温暖化対策税（仮称）」として一本化します。

環境

○ 実効ある国内排出量取引市場の創設と地球温暖化対策税の創設

キャップ&トレード方式による実効ある国内排出量取引市場を創設します。また、地球温暖化対策税の導入を検討します。その際、地方財政に配慮しつつ、特定の産業に過度の負担とならないように留意した制度設計を行います。